

# 第21回全国障害者スポーツ大会

## 三重県準備委員会

### 第3回委員会



マスコットキャラクター  
「とこまる」

# 三重とこわか大会

第21回全国障害者スポーツ大会 ときめいて人 かがやいて未来 2021

平成30年2月14日(水)

(10時00分～11時30分)

三重県勤労者福祉会館 講堂

# 第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会 第3回 委員会 次第

## 1 開会、あいさつ

## 2 報告事項

- (報告事項1) 第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会設置要綱 . . . P1  
の一部改正について
- (報告事項2) 第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会 委員の変更 . . . P2
- (報告事項3) 第21回全国障害者スポーツ大会 審議決定事項 . . . P3

## 3 審議事項

- (第1号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次選定 (案) . . . P13
- (第2号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会  
県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針 (案) . . . P14
- (第3号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 大会会期 (案) について . . . P17
- (第4号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会実施競技  
及び競技運営主管団体の追加について . . . P18
- (第5号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画 (案) . . . P19
- (第6号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針 (案) . . . P21
- (第7号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針 (案) . . . P22
- (第8号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針 (案) . . . P23
- (第9号議案) 第21回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針 (案) . . . P24

## 4 情報共有事項

- 今後のスケジュール . . . P25

## 5 閉会

### 【参考資料】

- (1) 第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会 設置要綱 . . . P26
- (2) 第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会 委員名簿 . . . P28

第21回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会  
設置要綱の一部改正について

第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会設置要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたことから、同条第2項の規定に基づき報告します。

(平成29年4月1日専決処分)

全国障害者スポーツ大会開催準備業務の移管に伴い、下表のとおり第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会設置要綱を一部改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第11条 委員会の庶務は、<u>三重県地域連携部スポーツ推進局国体・全国障害者スポーツ大会準備課</u>において処理する。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成28年11月9日から施行する。 2 この要綱は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(庶務) 第11条 委員会の庶務は、<u>三重県健康福祉部障がい福祉課</u>において処理する。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成28年11月9日から施行する。</p>

## 第 21 回全国障害者スポーツ大会 三重県準備委員会 委員の変更

平成 29 年 2 月 1 日以降における委員の変更について、第 21 回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会設置要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

### ○委員

(敬称略、順不同)

所属機関・団体名	新任者	前任者
一般社団法人三重県理学療法士会	南 圭介	島田 隆明
一般社団法人三重県サッカー協会	藤田 一豊	奥田 典之
三重県地域連携部スポーツ推進局	別所 志津子	高間 伸夫
三重県教育委員会事務局	辻 善典	中嶋 中
三重県立特別支援学校長会	東 直也	中川 悦子
ユマニテク医療福祉大学校	田中 千陽	小出 益徳

## 第21回全国障害者スポーツ大会 審議決定事項

### 1 第1回委員会（平成28年11月9日開催）

- (1) 第21回全国障害者スポーツ大会開催基本方針
- (2) 第21回全国障害者スポーツ大会の大会名称、シンボルマーク、愛称、スローガン、規定書体、マスコットキャラクターについて
- (3) 第21回全国障害者スポーツ大会会場地市町選定基本方針

### 2 第2回委員会（平成29年2月1日開催）

- (1) 三重とこわか大会競技役員等養成基本方針
- (2) 三重とこわか大会競技役員等養成基本計画
- (3) 三重とこわか大会ボランティア養成基本方針
- (4) 三重とこわか大会ボランティア養成基本計画

## 第 21 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会は、障がいがある人もない人もスポーツを通じて、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を一層推進するとともに、大会のときめきを大切に、人や地域がいつまでも若々しく輝き続ける未来をめざすため、「とこわか」に願いを込めて、次の 4 つを基本方針とします。

### ㊦ も（共）に競い合い、友のところにふれあう大会

選手同士お互いに競争心をもって「もっと高く もっと強く もっと速く」競い合いますが、その競争が終われば、同じ競技を愛する仲間同士です。今後のさらなる向上をめざすとともに、交流を深める大会にします。

### ㊧ の感動、この喜びをすべての人と分かち合う大会

競技をする選手、選手を支えるスタッフ、選手を応援する人、障がいのある人もない人もそこに集う人すべてが力いっぱい活動することにより、様々な感動を体感し、お互いの健闘をたたえ、喜びを共感する大会にします。

### ㊨ たしたち一人ひとりがおもてなし心で迎える大会

全国障害者スポーツ大会に参加するすべての人に、オール三重県で心から出迎え、熱い競技が展開できるように努めるとともに、新たな交流を築く大会とします。

### ㊩ こ（過去）から未来へ語り継ぐ大会

新たな正式競技をこの大会から加え、大会のときめきを大切に、人や地域がいつまでも若々しく輝き続ける未来へと繋ぎ、これからも地域での温かな取組を語り継ぐ大会とします。

## 第 21 回全国障害者スポーツ大会の大会名称、シンボルマーク、 愛称、スローガン、規定書体、マスコットキャラクターについて

### 1 大会名称

#### 第 21 回全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催される国内最大の障がい者スポーツの祭典です。

### 2 大会シンボルマーク



全国障害者スポーツ大会のシンボルマーク。  
21 世紀の「21」をモチーフに、障がい者の「走る」「跳ぶ」「泳ぐ」姿をデザイン。4つのカラーは「北海道（青＝海）」「本州（緑＝大地）」「四国（黄＝光）」「九州（赤＝太陽）」を表し、全国の障がい者スポーツの交流の場として、人々との交流、地域との連帯を深める全国障害者スポーツ大会の未来への飛躍をシンボライズ。

### 3 大会愛称

#### 三重とこわか大会

「とこわか（常若）」とは、「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま。」を表現した言葉で、県民や来訪者が活力に満ち、元気になるようにとの願いを込めています。

### 4 大会スローガン

#### ときめいて人 かがやいて未来

大会がきっかけとなって全ての人が夢と感動、喜びと感謝を味わい、大会後も元気であり続けていくような未来を願っています。

5 規定書体

# 三重とこわか大会

6 大会マスコットキャラクター



とこまる

「とこまる」の「とこ」は、大会愛称である「とこわか」や「とこ  
とこ」と元気に走り回る子どものイメージです。  
「まる」には大会の成功（○になる）や、選手だけでなく大会に携  
わっていただくすべての方の「和」という願いが込められています。



## 第21回全国障害者スポーツ大会会場地市町選定基本方針

第21回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催規程第 6 条及び全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 5 (5) に基づき、原則として、第76回国民体育大会の会場を使用する。
- 2 選手等の負担軽減、観客の利便性および交通・宿泊施設を総合的に配慮して、宿泊場所と競技会場はできるだけ近接した地域に配置する。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則及びその他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場とする。
- 4 簡素・効率化の観点から、既存スポーツ施設等を最大限に活用する。

### ○全国障害者スポーツ大会開催規程 第 6 条

(厚生労働省告示第 385 号 H13.12.18)

全国障害者スポーツ大会は、原則として、秋季国民体育大会の会場を使用するものとする。

### ○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 5 (5)

(日本障がい者スポーツ協会 H12.1.5 制定)

大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

## 三重とこわか大会競技役員等養成基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会における競技役員、競技補助員（以下「競技役員等」という。）の養成は、円滑な競技運営と障がい者スポーツの推進及び障がい者の社会参加に寄与することを目的として、次により計画的に養成する。

- 1 競技役員等については、競技運営主管団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町及び競技運営主管団体の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから年次別の養成計画を競技別に策定して養成する。
- 5 資格が不要ない競技役員等については、障がい者スポーツの推進及び障がい者の社会参加に寄与するため、県民に積極的な参加と協力を呼びかけ、県内において幅広く確保できるように計画的に養成する。

## 三重とこわか大会競技役員等養成基本計画

三重とこわか大会における競技役員、競技補助員（以下「競技役員等」という。）の養成については、三重とこわか大会競技役員等養成基本方針に基づき、三重とこわか大会競技役員等養成計画を競技別に策定し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 競技役員等の定義

- (1) 競技役員は、競技運営や審判、競技記録等の業務に携わる者をいう。
- (2) 競技補助員は、競技役員の補助に携わる者をいう。

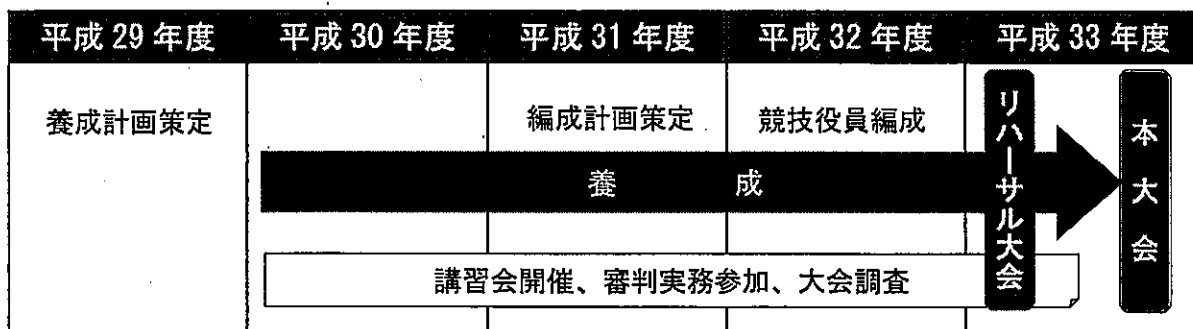
### 2 養成年次計画

競技役員等の養成年次計画は次のとおりとする。

なお、養成年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しをする。

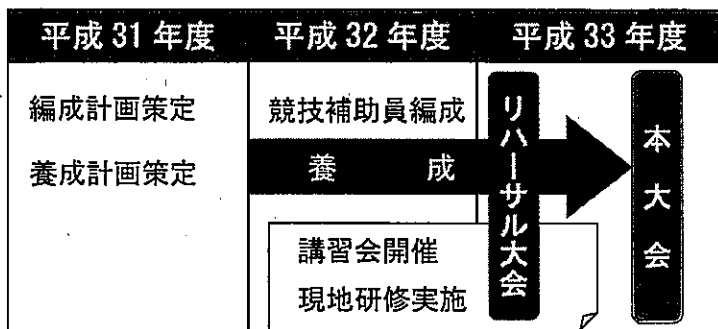
#### (1) 競技役員

円滑な競技運営を行うため、障がい者スポーツに対応できる役員を中央講習会等派遣や県内講習会において養成する。



#### (2) 競技補助員

競技運営を補助する競技補助員を県内講習会において養成する。



## 三重とこわか大会ボランティア養成基本方針

三重とこわか大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者をサポートする多様なボランティアの養成は、円滑な競技運営、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解促進を図ることを目的として、次の方針に基づいて計画的に養成する。

- 1 ボランティアの養成については、県、会場地市町、競技運営主管団体、障がい者関係団体、高等教育機関等と連携のうえ、できる限り県内において必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 ボランティアは、円滑な会場運営や競技運営を図るため、ボランティアの負担軽減を考慮し、1人1業務を原則として養成する。
- 3 ボランティアは、県、会場地市町、競技運営主管団体、障がい者関係団体、高等教育機関等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要なボランティアについては、資格取得及び資質の向上が重要となることから年次別の養成計画を競技別に策定して養成する。
- 5 資格が不要なボランティアについては、円滑な競技運営、障がい者の社会参加や障がい者に対する理解促進に寄与するため、県民に積極的な参加と協力を呼びかけ、県内において幅広く確保できるように計画的に養成する。

## 三重とこわか大会ボランティア養成基本計画

三重とこわか大会におけるボランティアの養成については、三重とこわか大会ボランティア養成基本方針に基づき、三重とこわか大会ボランティア養成計画を策定し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

### 1 ボランティアの定義

#### (1) 大会運営ボランティア

大会運営ボランティアは、以下の業務に従事するボランティアをいう。

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ア 案内・介助  | 総合案内所などでの案内・誘導・介助 |
| イ 会場整理   | 観客の改札、案内、誘導等      |
| ウ 会場美化   | 飾花の管理、会場内の清掃等     |
| エ 会場サービス | 弁当・飲み物の配布等        |
| オ 式典     | 開閉会式の式典補助         |
| カ ふれあい広場 | ふれあい広場の運営補助等      |

#### (2) 情報支援ボランティア

情報支援ボランティアは、以下の業務に従事するボランティアをいう。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| ア 手話通訳      | 手話通訳者による情報の提供及びコミュニケーション保障         |
| イ 要約筆記（手書き） | 要約筆記者によるノートブックやホワイトボードを使用した情報の提供   |
| ウ 要約筆記（PC）  | 要約筆記者によるパソコンに入力したデータ情報による情報の提供     |
| エ 筆談        | 筆談等による情報の提供                        |
| オ 盲ろう者通訳介助  | 盲ろう者に対する手話及び筆談等を用いた情報の提供及び介助       |
| カ ガイドヘルパー   | 視覚障がい者や車いす使用者に対する介助・誘導やコミュニケーション保障 |

#### (3) 選手団サポートボランティア

選手団サポートボランティアは、大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行うボランティアをいう。

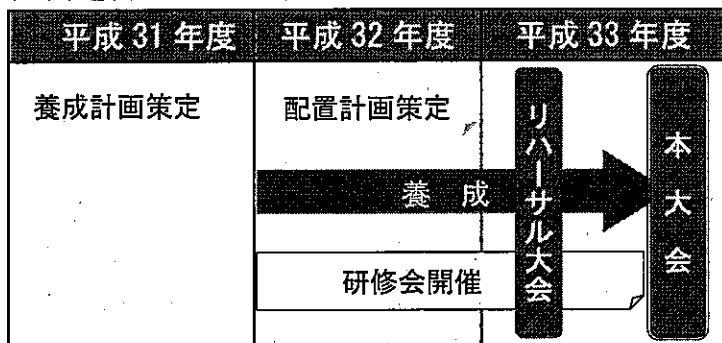
## 2 養成年次計画

ボランティアの養成年次計画は次のとおりとする。

なお、養成年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しをする。

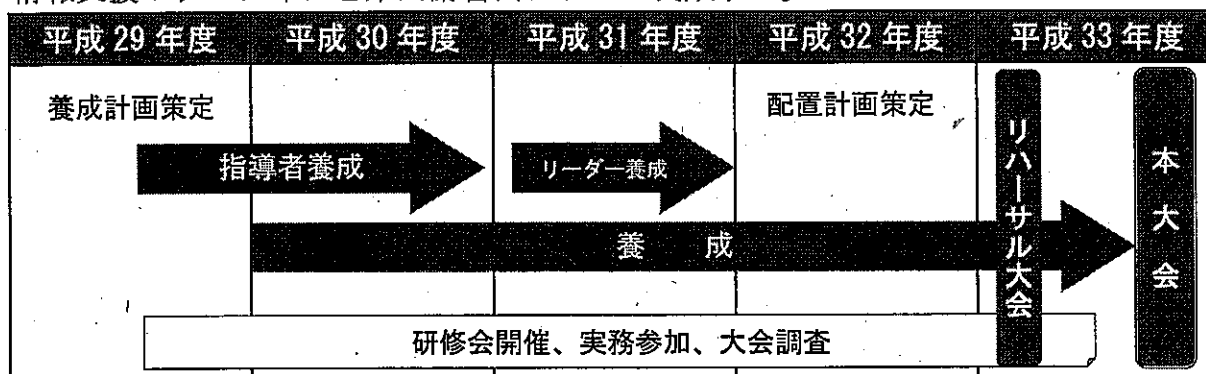
### (1) 大会運営ボランティア

大会運営ボランティアを県内講習会において養成する。



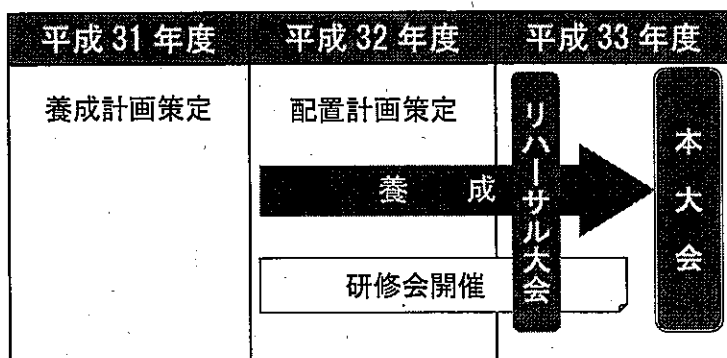
### (2) 情報支援ボランティア

情報支援ボランティアを県内講習会において養成する。



### (3) 選手団サポートボランティア

選手団サポートボランティアを県内講習会において養成する。



## 第21回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次選定(案)

## 【市町別】

市町名	競技名	障害区分	開催予定施設
津市	ボウリング	知	津グランドボウル
	バスケットボール	知	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)
	車椅子バスケットボール	身	
	バレーボール	精	津市安濃中央総合公園内体育館
伊勢市	陸上競技	身・知	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場
	卓球(STTを含む。)	身・知・精	三重県営サンアリーナ
	ポッチャ	身	
鈴鹿市	水泳	身・知	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(水泳場)、 (サッカー・ラグビー場)
	サッカー	知	
松阪市	アーチェリー	身	松阪市総合運動公園 芝生広場
志摩市	フットベースボール	知	長沢野球場、長沢多目的広場
明和町	グランドソフトボール	身	明和町総合グラウンド
紀北町	ソフトボール	知	赤羽運動公園野球場、赤羽運動公園多目的広場

## 【競技別】

	競技名	障害区分	市町名	開催予定施設
個人 競技	陸上競技	身・知	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場
	水泳	身・知	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿(水泳場)
	アーチェリー	身	松阪市	松阪市総合運動公園 芝生広場
	卓球(STTを含む。)	身・知・精	伊勢市	三重県営サンアリーナ(メインアリーナ)
	ボウリング	知	津市	津グランドボウル
	ポッチャ	身	伊勢市	三重県営サンアリーナ(サブアリーナ)
団体 競技	バスケットボール	知	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)
	車椅子バスケットボール	身		
	ソフトボール	知	紀北町	赤羽運動公園野球場、赤羽運動公園多目的広場
	グランドソフトボール	身	明和町	明和町総合グラウンド
	フットベースボール	知	志摩市	長沢野球場、長沢多目的広場
	バレーボール	精	津市	津市安濃中央総合公園内体育館
	サッカー	知	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (サッカー・ラグビー場)

(注) 身：身体障がい者が出場できる競技  
 知：知的障がい者が出場できる競技  
 精：精神障がい者が出場できる競技

## 第21回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（案）

第21回全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）の開催にあたり、県及び会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 業務分担

#### （1）県が分担する業務

大会の実施に係る業務で、下記（2）以外の業務

#### （2）会場地市町が分担する業務

① 競技会運営に関する業務（会場案内やおもてなし等への協力、国体競技会の準備や開催を通じた成果や実績の助言等）

② 会場地市町として独自に行う広報などの業務

（3）業務分担の主な業務内容は、別表1のとおりとする。

### 2 経費負担

#### （1）県が負担する経費

大会の実施に係る経費で、下記（2）以外の経費

#### （2）会場地市町が負担する経費

① 競技会運営に係る人件費及び事務費等

② 会場地市町として独自に行う広報などに要する経費

（3）経費負担の主な経費項目は、別表2のとおりとする。

### 3 その他

業務分担、経費負担に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議のうえ、決定する。



## 第21回全国障害者スポーツ大会 業務分担表

主な業務内容	県	会場地市町
【総務・企画】		
開催準備計画の策定	◎	
開・閉会式における仮設施設の整備	◎	
大会実施本部の設置・運営	◎	
競技会実施本部の設置・運営	◎	
行啓・お成りの対応	◎	
競技役員・補助員、ボランティア等の服飾の整備	◎	
おもてなしの企画・運営	◎	○
大会実施本部員等業務マニュアルの作成	◎	○
【広報】		
各種広報媒体物・行事等における大会PR	◎	△
【案内】		
案内所、物品貸与等の各種サービス施設の設置	◎	
案内所、物品貸与等の各種サービス施設の運営	◎	○
【競技会場】		
競技会場の仮設施設の整備・会場設営	◎	
競技会場の清掃美化	◎	○
【競技会運営】		
競技別実施要領の作成	◎	
競技別プログラムの作成	◎	
競技用具の整備	◎	
競技役員、競技補助員の養成、編成	◎	
競技会の運営、式典実施	◎	○
【宿泊】		
配宿計画の作成及び配宿の実施、弁当の調達・斡旋	◎	
弁当引換所の運営	◎	○
【輸送】		
輸送計画の作成及び輸送の実施、駐車場の確保	◎	
駐車場の運営、交通整理の実施	◎	○
【警備・消防】		
警備・消防計画の策定	◎	
警備消防の実施	◎	○
【医事・衛生】		
医療・衛生計画の策定	◎	
医療救護所等の運営	◎	○
【ボランティア】		
各種ボランティアの募集・養成	◎	
各競技会場におけるボランティアの配置・指示等	◎	○

◎：主務となり企画、計画、準備、運営等の業務を行う。 △：会場地市町の判断により実施。

○：県との協議により、会場地市町職員の動員等による協力や、国体開催を通じた助言等を行う。

※ 業務の主務については、県と各会場地市町との協議により変更することがある。

第21回全国障害者スポーツ大会 経費負担表

経費項目	県	会場地 市町	備考
〔総務・企画〕			
招待状の発送	◎		
IDカードの作成	◎		
大会従事者の保険	◎		
実施本部員・ボランティアの服飾	◎		
行啓・お成り	◎		
式典の企画・運営、会場施設整備	◎		
〔広報〕			
印刷物・広報物品等の作成	◎		会場地市町が独自に行う場合は市町負担
広報イベントの開催	◎		会場地市町が独自に行う場合は市町負担
〔案内〕			
案内所設置（看板・ブース等）	◎		
〔競技会場〕			
競技会場の仮施設整備、会場設営、使用料	◎		
トイレ・スロープ等の仮設物の設置	◎		会場地市町の判断により常設整備又は、市町独自の仮設整備・装飾等を行う場合は、市町負担
音響設備、通信機器等の配備	◎		
会場装飾、看板、サイン表示等	◎		
ドリンクサービスの飲料	◎		会場地市町が独自に提供する場合は市町負担
おもてなし広場の設置	◎		
〔競技会運営〕			
市町職員の人件費、事務費等		◎	先催県視察、手当を含む。
実施本部の消耗品、備品	◎		備品、消耗品は現有品の利用を原則とする。
競技運営（競技運営主管団体への委託）	◎		
競技役員・競技補助員の養成	◎		
競技用具の整備（現有物、借用を原則とする）	◎		会場地市町が独自に整備する場合は市町負担
表彰物品（メダル・参加章）	◎		
プログラムの印刷	◎		会場地市町が独自に作成する場合は市町負担
〔宿泊・輸送〕			
選手団等の配宿及び計画バス等の運行	◎		
〔医事・衛生〕			
医療救護所の設置、医薬品等の整備	◎		
〔ボランティア〕			
募集・養成（パンフレットの作成・研修等）	◎		
ボランティアへの保険・弁当	◎		

※ 県、会場地市町は、現有品や国体で整備又は使用された物品等の利用を原則とするほか、経費縮減に努めることとする。

※ 経費の負担については、県と各会場地市町との協議により変更することがある。

## 第21回全国障害者スポーツ大会 大会会期（案）について

全国障害者スポーツ大会の会期については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱5（2）で「国体の直後3日間で開催する」とされており、また、同要綱5（3）で「その会期は3年前（三重県は平成30年）までに決定する」と定められています。

このため、三重県の会期案については、次の前提条件に基づいて策定します。

なお、正式な決定は、文部科学省及び（公財）日本障がい者スポーツ協会（以下「日障協」という。）において行われます。

## 1 前提条件

- (1) 土曜日からの開催とする。
- (2) 国体の会期を「平成33年9月25日（土）～10月5日（火）」（三重県の第1案）と見込む。
- (3) 各市町等を対象とした大規模イベント等の調査結果を反映する。  
（F1や神嘗祭などのイベントや行事等を考慮する。）
- (4) 万全な準備で臨めるよう、県の準備期間を十分確保する。
- (5) 選手等の体調への影響を考慮し、開会は10月中とする。

## 2 三重県案

第1案 平成33年10月23日（土）～10月25日（月）

第2案 平成33年10月30日（土）～11月1日（月）

（希望順位は第1案、第2案の順とする）

## 3 スケジュール（予定）

H30年6月 会期案（三重県案）を文部科学省と日障協に提出

7月 第76回国民体育大会（三重とこわか国体）の大会会期が決定

8月 文部科学省、日障協からの承諾をもって会期決定

## ○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 5

（日本障がい者スポーツ協会 H12.1.5 制定）

- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。

## 第21回全国障害者スポーツ大会実施競技及び 競技運営主管団体の追加について

障がいの特性に応じ、より多様な選手が大会に参加する機会を確保する観点から、以下の競技の追加についてスポーツ庁から正式に通知があったため、第21回全国障害者スポーツ大会の実施競技として追加する。

なお、各競技の競技運営主管団体については、下表のとおりとする。

- 卓球（精神障がい）  
第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」（2019年）から追加
- ボッチャ  
第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（2021年）から追加

競 技 名		競技運営主管団体
個人 競 技	陸上競技（身・知）	三重陸上競技協会
	水泳（身・知）	三重県水泳連盟
	アーチェリー（身）	三重県アーチェリー協会
	卓球（身・知・精） [STT（身）を含む]	三重県卓球協会
	フライングディスク（身・知）	三重県障害者フライングディスク協会
	ボウリング（知）	三重県ボウリング連盟
	ボッチャ（身）	みえボッチャ協会
団 体 競 技	バスケットボール（知）	三重県バスケットボール協会
	車椅子バスケットボール（身）	三重県バスケットボール協会
	ソフトボール（知）	三重県ソフトボール協会
	グラウンドソフトボール（身）	三重県ソフトボール協会
	フットベースボール（知）	三重県ソフトボール協会
	バレーボール（身・知・精）	三重県バレーボール協会
	サッカー（知）	三重県サッカー協会

(注) 身：身体障がい者が出場できる競技  
知：知的障がい者が出場できる競技  
精：精神障がい者が出場できる競技

第21回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画 (案)

第5号議案

(H30.2.14現在)

年度	H28年(2016)	H29年(2017)	H30年(2018)	H31年(2019)	H32年(2020)	H33年(2021)
逆年	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催手続	開催内定		開催決定			
推進組織	大会開催準備委員会		国体実行委員会			
全体計画等	開催基本方針	開催準備総合計画	開催基本計画	大会実施要綱 リハ大会実施要綱		全国代表者会議
会場地	会場地・市町選定方針	会場地・選定 県及び会場地・市町の業務分担・経費負担基本方針	会場地・市町選定 市町準備委員会(任意)	会場地・市町との協議・連携		
中央主催者、競技団体連携	中央主催者、競技団体との協議・連携					
行啓				皇室対応等準備	皇室対応等計画策定	行啓本部設置 皇室・来賓対応
競技役員等	競技役員等養成基本方針					
養成	競技役員等養成基本計画					
広報・市民運動	愛称・スローガン 大会マスコット	国体と連携した広報、市民運動の推進 広報基本方針 市民運動基本方針	開催決定イベント	入賞メダル作成		大会ガイドブック等作成・配付 記録映像等の作成 会場等での歓迎・案内
歓迎・案内			国体と連携した歓迎案内、接伴等の推進(歓迎装飾、案内所等の検討、準備等)			
募金			募金・企業協賛基本方針 国体と連携した募金・企業協賛の推進			
運営			募集、養成、編成等の推進			
ボランティア	ボランティア養成基本方針 ボランティア養成基本計画	関係機関調整、募集、養成、編成等の推進				
施設整備			会場施設等 会場施設管理方針	会場基本設計 情報保障体制整備基本方針	会場実施設計	会場施設整備 情報保障の実施
会場管理					会場管理実施計画	大会実施本部設置・運営 輸送本部設置・運営 宿泊等借上・輸送
輸送・交通		輸送・交通方針	国体と連携した輸送・交通の計画、検討、準備			最終参加意向調査 宿泊・輸送センター設置・運営 宿泊本部設置・運営
宿泊		宿泊基本方針	国体と連携した宿泊の計画、検討、準備			衛生等各種対策の実施 医療救護本部設置・運営 警備・消防本部設置・運営
衛生			医事・衛生方針			
医療救護			警備・消防基本方針			
警備・消防			式典基本方針	国体と連携した式典の計画、検討、準備		式典リハーサル実施
式典						大会資格審査 大会参加者申込受付
参加申込等			資格審査実施要項		リハ大会資格審査 リハ大会参加者受付	監督会議 競技本部・記録本部設置・運営 大会プログラム編成会議
競技			競技基本方針	競技実施要項 プログラム編成検討		大会プログラム編成会議 コンディショニングルーム等準備・運営
式典						
オープン競技			オープン競技実施方針	競技用具整備要項 オープン競技決定	競技用具の調査、整備 オープン競技関係者調整、準備	

※ 本計画は、開催準備における基本方針や計画並びに準備行為等の予定概要を表記したものであり、今後の進捗状況により追加、修正を行う場合がある。



## 第21回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針（案）

第21回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動は、第21回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、開催意義を広く周知することにより、障がいに対する理解を深め、大会への参加意識の高揚と県民の積極的な参加の実現を図るとともに、三重県や全国障害者スポーツ大会の魅力为全国に発信するため、第76回国民体育大会と一体となり、県内外に向け、次のとおり広報活動を展開する。

- 1 県・市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等との緊密な連携と協力のもとに、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や個人からの情報発信を含め、インターネットなど多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、美しい自然、豊かな食、伝統や文化など三重県魅力を全国に発信する。
- 3 大会愛称やスローガン、マスコット等を積極的に活用し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記念写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会開催の成果を三重の財産として未来へ継承する。

## 第21回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針（案）

第21回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における県民運動は、県民の皆さんが郷土の一体感を感じるとともに、幅広く豊かな交流が育まれるよう、一人ひとりが自ら参加し、みんなで支え合い、来訪者を温かく迎える大会の実現を目指して展開する。

また、大会の開催を契機に、障がいに対する理解を深めるとともに、県内でスポーツの持つ様々な価値が発揮され、人々が夢と感動を覚え、人づくり、地域づくりにつながるよう、多様な県民運動の機会創出に努め、活力に満ちた元気な三重づくりを目的とする。

- 1 県民運動は、県民一人ひとりが、自発的、積極的に取り組むことを基本とする。  
その実施にあたっては、県、市町、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等は、相互に緊密な連携と協力のもと、それぞれが創意工夫を凝らして、多様な機会を創出し、県民力を結集できる仕組みづくりに努める。
- 2 来訪者と県民との交流の輪を育むことで、内外に三重の魅力を発信する。  
また、県民運動を通じて地域社会の一体感を深め、郷土愛を育み、人と人、地域と地域の絆づくりを目指す。
- 3 大会の中で県民が、スポーツの持つ価値や意義を実感できるよう、スポーツを「する」「みる」「支える」といった様々な県民運動に取り組むものとする。  
また、大会後においても、県民がその関心や適性に応じ、日常の中で生涯にわたってスポーツに親しむようになることを目指す。



## 第21回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針（案）

第21回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、式典参加者その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、安全かつ確実に行う必要があるため、次の方針に基づき、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら実施するものとする。

### 1 大会参加者の輸送

#### （1）県外参加者の輸送

全国から来県する大会参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとし、県は必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

#### （2）開・閉会式の輸送

開・閉会式における大会参加者の輸送については、より円滑な輸送が確保できるよう計画輸送を原則とし、県が関係機関等の協力を得て実施する。

#### （3）競技会場地の輸送

競技会場地における大会参加者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て実施する。

#### （4）指定集合地の設定

県は、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 一般観覧者の輸送

（1）一般観覧者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

（2）自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行うとともに、自家用車での来場自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかける。

### 3 車両等及び駐車場の確保

（1）大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

（2）車椅子の利用などを考慮し、低床バスや福祉車両などバリアフリーに対応した車両の確保に努める。

（3）県は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

### 4 交通安全対策

県は、大会開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

## 第21回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針（案）

第21回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施する。

### 1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、宿泊施設（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しない。

### 2 配 宿

- (1) 大会参加者の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、県が行う。
- (2) 選手・監督が安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行う。
  - ① 個人競技に参加する選手については、選手団毎に同一の宿泊施設に配宿する。ただし、選手団の規模や宿泊施設の状況によっては、選手団を障害種別毎に分けて配宿する。
  - ② 団体競技に参加する選手については、都道府県・指定都市チーム毎に同一の宿泊施設に配宿する。
  - ③ 障がいの特性に応じた客室形式や設備を有する宿泊施設に配宿する。
  - ④ 役員、視察員、報道員等の宿泊施設は、原則として、選手・監督の宿泊施設とは別にする。

### 3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、第76回国民体育大会との連携を図り、関係団体と協議のうえ、県において決定する。

### 4 食 事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供する。

## 今後のスケジュールについて

平成30年度当初における第21全国障害者スポーツ大会(三重とわか大会)の開催準備スケジュールについては、次のとおりです。

年 月		内 容
平成30年度	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場地市町第二次選定(案)の審議、決定</li> <li>・オープン競技実施基本方針(案)の審議、決定</li> <li>・会場地設営等基本方針(案)の審議、決定</li> <li>・準備委員会の解散(専門委員会への移行) など</li> </ul> </li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第76回国民体育大会・第21回全国障害者スポーツ大会実行委員会(仮称)の設立(予定)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国障害者スポーツ大会専門委員会(仮称)の設置</li> </ul> </li> </ul>

## 第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、第21回全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）の開催に必要な準備を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会開催に向けた普及啓発に関すること。
- (3) 大会における実施競技及び会場地市町に関すること。
- (4) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大会開催に必要な準備に関すること。

### (構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 県及び市町を代表する者又は職員
- (2) 障がい者団体、障がい者福祉関係団体を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者または役職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に関係のある者

### (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1人
- (2) 副委員長2人

### (役員を選出)

第6条 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

### (役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期等)

- 第8条 委員の任期は、委嘱されたときから委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その委員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 委員長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
  - 3 委員長は、前2項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

#### (会議)

- 第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 3 会議の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
  - 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 6 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
  - 7 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

#### (委員長の専決処分)

- 第10条 委員長は、会議を招集するいとまがないとき、又は委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

#### (庶務)

- 第11条 委員会の庶務は、三重県地域連携部スポーツ推進局国体・全国障害者スポーツ大会準備課において処理する。

#### (その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### (解散)

- 第13条 委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成28年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	機関・団体名	役職	名前
障がい者団体 (5)	公益社団法人三重県障害者団体連合会	会長	世古 佳清
	一般財団法人三重県知的障害者育成会	理事長	高鶴 かほる
	NPO法人三重県精神保健福祉会	理事長	山本 武之
	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	会長	内田 順朗
	一般社団法人三重県聴覚障害者協会	会長	深川 誠子
医療関係団体 (7)	三重県身体障害者福祉施設協議会	会長	池田 修一
	三重県知的障害者福祉協会	会長	近藤 忠彦
	一般社団法人三重県理学療法士会	理事	南 圭介
	一般社団法人三重県作業療法士会	事務局長	佐藤 明俊
	三重県精神保健福祉士協会	副会長	浦田 成弘
	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	次長	服部 秀二
	社会福祉法人三重県厚生事業団	理事	速水 恒夫
競技団体 (15)	公益財団法人三重県体育協会	理事長	東地 隆司
	一般財団法人三重陸上競技協会	普及委員長	松葉 清高
	一般社団法人三重県水泳連盟	副理事長	佐野 明彦
	三重県アーチェリー協会	理事長	早川 進也
	三重県卓球協会	理事長	北河 善治
	三重県障害者フライングディスク協会	会長	吉田 健一
	三重県ボウリング連盟	副理事長	深津 憲治
	一般社団法人三重県バスケットボール協会	総務部長	岡田 浩一
	三重県ソフトボール協会	理事長	大井 義文
	三重県バレーボール協会	理事長	木村 敬司
	一般社団法人三重県サッカー協会	専務理事	藤田 一豊
	みえボッチャ協会	事務局長	多田 智美
	一般社団法人三重県レクリエーション協会	事務局長	津幡 佳代子
	三重県障がい者スポーツ協会	会長	前田 浩司
	三重県障がい者スポーツ指導者協議会	副会長	小林 昭洋
行政機関 (6)	三重県市長会	事務局長	伊藤 直樹
	三重県町村会	事務局長	奥村 仁孝
	三重県健康福祉部	次長	栗原 正明
	三重県地域連携部スポーツ推進局	次長	別所 志津子
	三重県教育委員会事務局	次長	辻 善典
	三重県立特別支援学校長会	校長	東 直也
学識 経験者 (4)	三重大学	教授	菊池 紀彦
	ユマニテク医療福祉大学校	専任教員	田中 千陽
	鈴鹿医療科学大学	教授	畠中 泰彦
	皇學館大学	教授	叶 俊文

◎：委員長

○：副委員長

